## 性犯罪に関する刑事法検討会での議論の概要

小島 妙子(弁護士)

# I 性犯罪に関する刑事法検討会開催の趣旨及び開催状況

平成29年に成立・施行された刑法改正法附則9条にもとづいて,施行後3年を目途として,政府が行うこととされている性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方についての検討の一環として,法務省として,法改正に関する施策の在り方について検討を行うため開催することとされたもの。令和2年3月,被害当事者,被害者心理・被害者支援関係者,刑事法研究者,実務家を構成員とする検討会の開催が決定され,令和2年6月から令和3年5月まで計16回の会議が開催された(会議の開催状況,議事録等については法務省ホームページ参照のこと)。第2回,第3回の会議ではヒアリングが実施された。

第5回会議において、検討会で検討すべき論点を以下のとおり決定した。

「第1 刑事実体法について」として、① 現行法の運用の実情と課題(総論的事項)、② 暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件の在り方、③ 地位・関係性を利用した犯罪類型の在り方、④ いわゆる性交同意年齢の在り方、⑤ 強制性交等の罪の対象となる行為の範囲、⑥ 法定刑の在り方、⑦ 配偶者間等の性的行為に対する処罰規定の在り方、⑧ 性的姿態の撮影行為に対する処罰規定の在り方

「第2 刑事手続法について」として、① 公訴時効の在り方、② 起訴状等における被害者等の氏名の取扱いの在り方、③ いわゆるレイプシールドの在り方、④ 司法面接的手法による聴取結果の証拠法上の取扱いの在り方(第2②は、法務大臣の指示により、別途改正に向けた検討を進めることとされ、除かれた)

検討会は、令和3年5月、取りまとめ報告書を公表した。「報告書」は、各検討すべき 論点ごとに意見をまとめており、ある程度意見が収れんしているところは「おおむね**異論** がなかった」と記載されており、意見が対立しているところは**両論が併記**されている。こ の外に、「認識が共有された」とまとめられている箇所もある。

報告書は、最後に、法務省に対し「この検討結果を踏まえ、ここに課題として示されていない点も含めて更なる検討を行い、性犯罪に対してより適切に対処するための刑事法の 改正に向けた取組を迅速に進めることを求めたい。」としている。

今回の私の報告は、主要論点である①暴行・脅迫要件の在り方、②地位・関係性を利用した犯罪類型、③性交同意年齢、④公訴時効について、報告書に沿って検討会での審議状況について報告したい。

なお、⑦配偶者間等の性的行為について強制性交罪の犯罪が成立することを明示する規 定を設けるかという論点については、設けるべきでないとする意見はなかった。

## Ⅱ「取りまとめ報告書」の内容

## 第3 各論点についての検討

- 1 刑事実体法について
- (1)現行法の運用の実情と課題(総論的事項)

現行法がどのように運用されているか、処罰すべき行為が適切に処罰されない事態が生じているか

## ア 議論の前提とすべき事柄

性犯罪被害の実態に対する理解の重要性について認識が共有された。

## イ 性犯罪の保護法益に関する議論

性犯罪の保護法益をどのような言葉で表現するとしても、性犯罪の被害は、PTS D(心的外傷後ストレス障害)や鬱状態、自殺既遂や自殺未遂などを引き起こし、長期にわたって社会生活・対人関係に深刻な影響を及ぼし得る重大な被害であるとの認識が共有された。

# ウ 性的行為に対する同意に関する議論

性犯罪の処罰規定の本質は,被害者が同意していないにもかかわらず性的行為を行うことにあるとの結論に**異論はなかった**。

① いわゆる「Yes means Yes」型, すなわち, 自発的に参加していない人に対して 行う性交が処罰の対象となるものとすべきである(山本委員)

といった意見が述べられた一方で,

② 性的行為はコミュニケーション手段の一つであり、性的行為に至る過程も様々であって、ノンバーバルなコミュニケーションにおいて、同意の有無についての認識に齟齬が生じることがあり得るところ、性的行為自体は犯罪行為ではないから、刑罰による制裁を行うことが正当化できるだけの当罰性を有する行為である必要がある(宮田委員)

といった意見も述べられた。

#### (2)暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件の在り方

# ア 暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件

- 強制性交等罪の暴行・脅迫の要件、準強制性交等罪の心神喪失・抗拒不能の要件を 撤廃し、被害者が性交等に同意していないことを構成要件とすべきか
- 強制性交等罪の暴行・脅迫の要件、準強制性交等罪の心神喪失・抗拒不能の要件について、判例上必要とされる「被害者の抗拒を著しく困難にさせる程度」を緩和した要件とすべきか

○ 強制性交等罪や準強制性交等罪の構成要件として、暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能に加えて、又はこれらに代えて、その手段や状態を明確化して列挙すべきか

(※第5回,第8回,第13回検討会)

## (ア) 議論の概要

「被害者が性交等に同意していないにもかかわらず、その意思に反して行う性交等は、…(中略)…被害者の法益を侵害する行為であるということについて、**異論はなかった。**他方で、虚偽の結婚の約束をするという欺罔を用いて性交等に同意させた場合についてまで刑法で処罰することは相当ではないということについても、**異論はなかった。**」

## (イ) 改正の要否・当否に関する議論

「安定的で適切な運用に資するような改正であれば検討に値するという点では、**おおむね異論はなかった**。」

## (ウ) 改正の内容に関する総論的議論

改正をする場合における具体的な内容としては、「単に被害者の「不同意」のみを要件とすることには、処罰の対象を過不足なく捕捉することができるかという点で課題が残り、処罰範囲がより明確となる要件を検討する必要があるという点では、おおむね異論はなかった。」

判例・実務では、刑法第177条の「暴行又は脅迫」の程度について、被害者の抗拒(抵抗)を著しく困難にさせる程度を要するとされているところ、これを緩和した要件を設けるべきかについては、**両論併記**。

## (エ) 構成要件の明確化に関する議論

#### 

構成要件を明確化する場合の具体的な方法として、行為者が用いる手段や被害者の 状態を列挙することについては、「運用のばらつきをなくして安定したものとするた め、手段や状態を列挙することに**肯定的な意見が多く述べられた。」** 

## ○ 列挙する手段・状態

「構成要件を明確化する場合,行為者が用いる手段や被害者の状態を列挙するに当たっては,全てを網羅的に列挙することはできないから,例示列挙とせざるを得ないとの意見が述べられ,これに対して特に異論はなかった。」「その上で,刑法177条は,行為者が用いる手段として,『暴行又は脅迫を用いて』と規定しているところ,それ以外に列挙することが考えられる手段の具体例としては,

① 威力、威迫、不意打ち、欺罔・偽計、驚愕、監禁を列挙することが考えられるといった意見が述べられたが、これに対しては、

- ② 「欺罔」…(中略)… を含める場合には、その範囲を限定することが必要である
- ③ 「威力」や「不意打ち」による性的行為は、…(中略)… 暴行とともに列挙すると、 これまで「暴行」として捕捉できていた行為を捕捉できなくなるおそれがある といった意見が述べられた。(⇒ 両論併記)

また、刑法178条は、被害者の状態として、「心神喪失」、「抗拒不能」と規定しているところ、列挙することが考えられるそれらの原因となる事由の具体例としては、

④ 人の無意識,睡眠,催眠,酩酊,薬物の影響,疾患,障害,洗脳,畏怖,恐怖, 驚愕,困惑を列挙することが考えられる

といった意見が述べられたが、これに対しては、

- ⑤ 「洗脳」といった文言は、…(中略)… かえって処罰範囲が狭くなりかねないといった意見が述べられたほか、
- ⑥ 例えば、18歳になる前から監護者に性交をされていた者は、18歳を超えても抵抗できるようにならないから、以前の性交が後の性交の脅しになるような場合が捕捉される要件が必要であるといった意見も述べられた。(⇒ 両論併記)また、列挙する手段・状態に関する総論的な意見として、
- ⑦ 刑罰法規としての明確性の観点から検討する必要があるほか,これまでに刑法17 7条・178条で処罰されていた行為が処罰されないこととならないよう慎重に検討す る必要があ(る),(佐藤委員)
- ⑧ 必ずしも不同意の徴表とはいえない手段・状態を列挙する場合には、列挙された 手段・状態は限定的に解釈される必要があり、それらの手段・状態と意思に反する性 交等であることを結び付ける要件が必要であるといった意見が述べられた。(橋爪 委員)

#### 手段・状態を列挙する場合の規定の在り方

「列挙された手段・状態が不同意の徴表であることを示して処罰範囲を限定するため、 また、列挙された手段・状態以外の場合を捕捉できるようにするため、列挙された手 段や状態の実質的意味を示す包括的な要件を設けるべきといった意見が述べられ、こ れに対しては、

① 包括的な要件に該当するとして起訴する場合, …(中略)… 本来であれば無罪となる べき人が犯罪人扱いされかねないといった意見(宮田委員)も述べられたが, 包括 的な要件を設けることの検討が必要であることについては, おおむね異論はなかった。

そして、この包括的な要件をどのような文言で規定するかについては、例えば、

② 「その他意に反する性的行為」と規定すべきである(小島委員,斉藤委員)

- ③ 「抗拒・抵抗が著しく困難」と規定すべきである(金杉委員)
- ④ 「拒否・拒絶が困難」と規定すべきである(橋爪委員,池田委員) といった意見が述べられた。

このうち「② その他意に反する性的行為」とすることについては、

⑤ 国民の性に対する意識や、性的行為に対する同意の在り方に関する社会の認識や 社会規範の変化に対応した判例法理の展開を見越したものとすべきである(小島委員)

## cf. ②の意見の趣旨(小島委員,第13回)

当罰性がある不同意性交について、現時点でコンセンサスが得られる行為態様(手段)や被害者の状態を類型化し、個別的規定を構成要件に盛り込む(例示列挙)。併せて、不同意性交に対する当罰性の判断は、時代や人々の意識、社会の変化に応じて変わりうるので、今後の判例法理の展開を見越して受皿規定を設けておくべきである。受皿規定としては、「その他意に反する性的行為」が考えられる。受皿規定を設けない規定ぶりとするならば、不同意性交罪を創設したとはいえず、不同意性交を犯罪として、これを処罰すべきであるという社会的要請に応えたことにはならない。

といった意見が述べられた一方で,

- ⑥ 「意に反する」という文言は、それ自体不明確で、罪刑法定主義の観点から問題があるし、…(中略)… 当罰性がない、又は極めて低い行為が処罰されかねない
- ⑦ 人が性交等に至る心理状態や意思決定は単純ではなく, …(中略)… どこまでを「意に反する」と評価できるかは明確ではない

といった意見が述べられた。(⇒両論併記)

また「③ 抗拒・抵抗が著しく困難」とすることについては、

#### cf. ③の意見の趣旨(金杉委員,第5回)

「177条については、判例上必要とされている要件、被害者の抗拒を著しく困難にさせる程度という要件を条文上に例えば書き込んでしまう、そして、不同意性交等罪、もっと軽い類型の中に、被害者の抗拒を著しく困難にさせる程度には至らない程度の暴行・脅迫といったものも含む。」

⑧ 「抵抗」という言葉を使うと、被害者が抵抗することを前提としているものと誤って理解され、…(中略)… 「強姦神話」につながりかねないため、別の言葉にした方がよい(上谷委員)

⑨ 被害に遭った際に本人の意思とは関係なく身体が動かなくなる生物学的反応もあるので、抵抗の有無を重視すべきでない(斉藤委員)

といった意見が述べられた。(⇒両論併記)

## cf. ④の意見の趣旨(池田委員,第13回)

「現行法における強制性交等の罪は、暴行・脅迫を用いて強制的に行われる場合を 処罰するもので、これまで言われてきた不同意の徴表というときの不同意というのも、 …(中略)… 幅広い意味を含み得る不同意全般ではなく、限定的なものと考えられます。」

「刑法177条と同列に置かれる刑法178条の場合の被害者の状況を見てみますと、心神の喪失、すなわち、被害の認識がおよそない場合、抗拒の不能、すなわち、被害の認識はあるけれども物理的あるいは心理的にあらがったり、あるいは拒んだりする能力を失っている場合を念頭に置いています。これは、同意との関係では、そもそも同意するかどうかの選択の余地がない場合に当たり、そうであるがゆえに同意に基づいているとみる余地がないとされているものと考えられます。限定的な意味の不同意というのも、そのような意味と解する余地もあるように思われます。」…(中略)…

「暴行・脅迫がもたらす不同意と同じ意味の不同意をもたらす手段,あるいはそう した状態に至っていることを示す表現によって,同列に論じるべき被害を明確に処罰 範囲に含めていくことがまずは妥当と考えられます。」

「一定の手段を用いて、被害者が性交等を拒否し、あるいは拒絶することを不能若 しくは困難な状態にしてする性交等又は被害者がそのような状態にあることに乗じて する性交等といった文言を用いて表現することも考えられるのではないかと思いま す。」

#### [4の意見に対する反対意見は記載されていない。]

#### (オ) 小括

以上の議論を踏まえると、今後の検討に当たっては、処罰の対象とすべき意思に反する性交等を過不足なく捕捉することのできる規定とする観点から、現行の構成要件を明確化する場合には、当罰性があるのに処罰されない行為があるとされる原因が構成要件にあるか否かを見極めつつ、より安定的な運用がなされることにも資するよう、行為者が用いる手段、被害者の状態を列挙することや、列挙された手段・状態の実質的意味を示す包括的な要件を設けることなど、規定の在り方について更に検討がなされるべきである。その際、処罰範囲の外延を明確にする必要があることや、現行法の暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件の解釈との関係、認定の難易等の実務への影響にも留意する

必要がある。

## (3)地位・関係性を利用した犯罪類型の在り方

#### ア 地位・関係性を利用した犯罪類型

- 被害者が一定の年齢未満である場合に、その者を「現に監護する者」には該当しないものの、被害者に対して一定の影響力を有する者が性的行為をしたときは、被害者の同意の有無を問わず、監護者性交等罪と同様に処罰する類型を創設すべきか
- 被害者の年齢を問わず、行為者が被害者の脆弱性、被害者との地位の優劣・関係性 などを利用して行った行為について、当罰性が認められる場合を類型化し、新たな罪を 創設すべきか

# (ア) 議論の概要

被害者が一定の年齢未満である場合や障害を有する場合には、被害者が身体的・精神 的又は社会的に脆弱であり、判断能力が不十分であることから、そのような特性につけ 込んで行う性交等は被害者の法益を侵害する行為であり、そのような特性に応じた対処 の検討が必要であることについては、異論がなかった。

また、被害者がこれらの特性を有しない場合における地位・関係性を利用した類型について、刑法第177条・第178条と別に規定を設ける必要性については**意見が分かれた**。

#### (イ) 一定の年齢未満の者を被害者とする罰則の在り方に関する議論

○ 新たな罰則を設けることの要否・当否

現行法上, 13歳未満の者に対する性交等については, 暴行・脅迫がなくても強制性交等罪が成立し(刑法177条後段), 18歳未満の者に対し, その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて行った性交等については, 監護者性交等罪が成立する(同法179条2項)。また, 13歳以上の者に対する性交等については, 暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件を満たせば, それぞれ, 強制性交等罪, 準強制性交等罪が成立する(同法177条前段, 178条2項)。

その上で,これらに該当しない一定の年齢未満の者に対する性的行為について新た な罰則を設けることについては,

① 処罰が必要なものについては児童福祉法制の中で検討すべきであり、刑法の改正 は必要ない

といった意見が述べられた一方で,

② 子供は、理解力や力関係の差を利用されて被害に遭うため、被害を被害と認識で

きず、性的行為に同意していると思い込まされている場合があり、加害者に対する 迎合的な態度を強め、時には被害を恩恵と捉えることさえあるのであって、そのよ うな行為が適切に処罰される必要がある

③ 若年者は類型的に立場が弱く、判断能力・対処能力が低いため、一定の影響力を 有する者からの働きかけに対して適切な判断や拒絶等の行動を取ることが困難な場 合があるから、大人を念頭に置いた刑法178条の「抗拒不能」とは別の要件を設 けることが考えられる

といった意見が述べられ、いわゆる性交同意年齢には達しているものの、意思決定や 判断の能力がなお脆弱といえる若年の者(中間年齢層の者)に対する性的行為につい て、その特性に応じた対処の検討が必要であることについては**認識が共有された**。

# 〇 新たな罰則を設ける場合の規定の在り方

その上で、監護者性交等罪の構成要件について、

② きょうだい、祖父母、おじ・おば、同居していない親等は、「現に監護する者」に当たらないが、そのような者による13歳以上の者に対する性的行為が犯罪とならないことは問題である

などとして、同罪の主体・客体の範囲を広げるべきとする意見が述べられたが、これ に対しては、

③ その他の親族等の場合には、影響力の有無や程度が様々であるから、監護者性交等罪のように一律に同意の有無を問わずに処罰することは適切ではなく、同意に瑕疵がある場合の対処を含め、個別に影響力の有無等を考慮できる規定とすることが必要である

といった意見が述べられた。(⇒ 両論併記)

また、一定の地位・関係性を有する者による性的行為については、

- ⑤ 子供にとって、学校の教師、スポーツの指導者等からの被害は、抵抗すると子供自身の生活環境や生活する社会が壊されるというリスクがあるし、地位に基づく力の濫用である点や加害が繰り返されることが多い点で監護者からの被害と共通するなどとして、教師という地位・関係性があることを要件として処罰すべきとする意見が述べられたほか、
- ⑧ 教師・生徒の関係であっても、生徒が高校生の場合には、両者の上下関係が逆転することが無視できない程度に起こり得るので、同意の有無を問わずに一律処罰することは適切ではない
- ⑩ 教師には、担任の教師から同じ学校に在籍するだけの教師まで様々な者がおり、

児童との関係性は多様で影響の程度に濃淡があることから、教師やコーチによる児童との性的行為を一律に処罰することには疑問がある

などとして、教師・生徒といった地位・関係性に加えて、意思決定に影響を及ぼした といえる実質的要件を設ける必要があるとする意見が述べられた。

その上で, 具体的な規定の在り方については,

③ 相手方に対する影響力の程度や当事者間の関係性を個別に認定し得るような一定の力関係や地位・関係性、あるいは、地位・関係性を悪用・濫用する具体的な行為、例えば、誘惑的・欺罔的な手段を用いることを要件とすることが考えられるといった意見が述べられた。

## (ウ) 障害を有する者を被害者とする罰則の在り方に関する議論

① 障害者を被害者とする類型は、刑法第178条の柔軟な解釈や障害者虐待防止法制の中で検討すべきであり、刑法の改正は必要ない

といった意見が述べられた一方で,

- ② 刑法178条2項については適用にばらつきがあるとの指摘があることを踏まえ、 その要件解釈を明確化して適用を安定させるため、例えば、抗拒不能性を根拠付ける 一類型として、被害者の重大な障害につけ込む行為等を例示列挙する方法があり得る
- ③ 障害者は、介護が必要であるなど他人に生活を依存している場合や、障害の特性により相手に迎合的であったり流されやすかったりする場合があり、そのような状況や特性を利用する行為への対応が必要である

といった意見が述べられ、障害を有するという特性に応じた対処の検討が必要であることについては、**異論がなかった**。

その上で、改正をする場合の規定の在り方については、

④ 障害者は被害に遭いやすいという海外の調査結果や、障害者が施設職員から被害に 遭う事案が発生していることを踏まえ、施設職員と入所者という関係を明示した規定 を創設する必要がある

など(⑤⑥)として、障害者と関わる一定の地位にある者による行為を処罰対象とすべきとする意見が述べられた。

他方で、処罰すべきでない行為を処罰対象から除外するとの観点から、

⑨ 未成年者の場合、年齢と性的行為に対する判断能力とがある程度比例すると考えられるのに対し、障害者の場合、障害の内容・程度と判断能力との関係は多様であると考えられるため、障害の程度だけに着目した規定を設けることはできない。障害者の状態、障害者の意思決定を歪める働きかけといった実質的な判断ができるような規定

が必要である

といった意見が述べられた。(⇒ 両論併記)(以下略)

## (エ) その他の地位・関係性を利用する行為に対する罰則の在り方に関する議論

① 明確な暴行・脅迫がなくても、加害者が言動を用いて力関係を作り出し、被害者の立場の弱さや利害関係・依存関係を利用した場合には、被害者は抵抗できないので、少なくとも、相手の人生や将来、経済状態等を決定する権限のある者、相手の生活・生命・精神状態を左右し得るような立場の者による性的行為は罰することが必要である(その他②③)

といった意見が述べられ、地位・関係性の具体例としては

④ 後見人と被後見人,教職者と学生,雇用者と被雇用者,上司と部下,就職活動先のOB・OGと就職活動中の者,取引相手とフリーランスの者,医療機関の医療職や心理職,福祉施設職員と患者・利用者が挙げられた。

また、具体的な規定の在り方については,

⑤ 職場の上司・部下といった具体的な地位・関係性を列挙した上で、「地位・関係性を利用・濫用し」などと規定し、その内実を解釈に委ねることが考えられる(その他⑥)といった意見が述べられた。

①から④までの意見に対しては,

⑦ 客体が障害を有しない成人である場合には、類型的な脆弱性がないので、一定の地位の優劣があっても対等である場合が十分考えられるし、例えば、上司から昇給すると言われ、任意に応じた場合も地位の利用と言い得るが、このような場合まで処罰することには躊躇が感じられ、そもそも、処罰範囲の外延が明確ではない(その他®⑨)といった意見が述べられた。(⇒ 両論併記)

また、⑤及び⑥の意見に対しては、

⑩ 処罰規定について、概括的な要件を設けて運用に委ねるというわけにはいかず、地位・関係性を悪用・濫用するといえる具体的要件が必要となるが、…(中略)… 比較的厳格な手段要件を設けるなどして、処罰の外延を明確にすることが必要である

といった意見が述べられた。(⇒ 両論併記)

## (オ) 小括

以上の議論を踏まえると、今後の検討に当たっては、若年であることや障害を有する という類型的な脆弱性に応じた新たな罰則を設ける場合には、被害者の属性や地位・関 係性に係る要件に加えて、意思決定に影響を及ぼしたといえるなどの実質的要件を設け ることを含め、適切な構成要件の在り方について更に検討がなされるべきである。

これら以外の地位・関係性を利用する新たな罰則については、その要否・当否を検討した上で、これを設ける場合には、被害者に類型的な脆弱性がない場合であることにも留意しつつ、処罰範囲の外延を明確にするための適切な構成要件の在り方について更に検討がなされるべきである。

いずれの場合についても、暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件の在り方と併せて検 討がなされる必要があり、被害者が若年である場合については、さらに、いわゆる性交 同意年齢の在り方とも併せて検討がなされる必要がある。

# (4) いわゆる性交同意年齢の在り方

暴行・脅迫や被害者の同意の有無を問わず強制性交等罪が成立する年齢を引き上げるべきか ア 改正の要否・当否に関する議論

被害者が一定の年齢未満である場合には、被害者が脆弱であることから、そのような特性に応じた対処の検討が必要であることについては、**異論がなかった**。

その上で, 性交同意年齢を引き上げることについては,

- ① 16歳まで引き上げるべきである といった意見が述べられた一方で,
- ③ 13歳のままでよい
- ④ 刑事責任年齢である14歳より上に引き上げることは相当ではない
- ⑤ 青少年が性交等を経験する年齢は若年化しており、児童の性的保護を直ちに強化 すべき立法事実があるかを検討すべきである

といった意見が述べられた。(⇒ 両論併記)

#### イ 同年代の者同士の性的行為に関する議論

仮に、性交同意年齢を例えば16歳まで引き上げた場合には、刑事責任能力を有する14歳以上の者については犯罪が成立するため、中学生同士が対等な恋愛関係の中でキスや性交をすると双方ともが犯罪として処罰され得ることになるが、そのような場合までも犯罪とすべきでないことには、**異論はなかった**。

## ウ 中間年齢層の者を被害者とする罰則に関する議論

性交同意年齢を引き上げるか否かにかかわらず、その年齢には達しているものの、意 思決定や判断の能力がなお脆弱といえる若年の者(中間年齢層の者)に対する性的行為 について、その特性に応じた対処を検討する必要があることについては、認識が共有さ

#### れた。

その上で、この中間年齢層の者を被害者とする罰則の在り方については、

- ① 児童福祉法などの特別法で対処すべきである
- ② 年齢要件のみをもって一律に犯罪を成立させることについては、その当否、適切な年齢の設定、当罰性の評価や法定刑を強制性交等罪と同等とすべきかについて慎重な検討が必要である
- ③ 性交同意年齢を13歳のままとした上で、13歳以上16歳又は18歳未満の者については、地位・関係性の要件や年齢差に基づく脆弱性利用の要件を付すことが考えられる
- ④ 中間年齢層の者を被害者とする地位・関係性の利用類型を定める場合には、性的行為に及ぶか否かの判断能力が全くないわけではないため、およそ自己の意思に基づかないものと同様とは言い難く、行為態様の規定の仕方にもよるものの、相対的に軽い法定刑の罪とすることが考えられる
- ⑤ 一定の年齢未満の者との性的行為については、形式的に一律に処罰する絶対的保護と、当事者間の関係性や行為態様等を評価対象とした上で、言わば性的搾取であるか否かを実質的に判断した上で処罰する相対的保護の組合せが考えられる。若年者の未成熟につけ込む行為を処罰するところに主眼があるのであれば、相対的保護の考え方と整合するし、どのような年齢差や年齢要件を設けるかについて理論的な根拠を示すことも困難であるから、絶対的保護、すなわち、性交同意年齢の引上げは若干程度とし、むしろ、誘惑的・欺罔的な手段を用いるなどした行為を処罰する相対的保護のための規定を設けることが適当である

といった意見が述べられた。

- [→ 中間年齢層の者を被害者とする罰則の在り方については様々な意見があった。]
- cf. 中間年齢層の者を被害者とする処罰のあり方を検討する際の論点 低い年齢層-被害者が一定年齢未満であることだけを犯罪の成立要件とする。 中間年齢層-被害者の年齢+付加的要件を犯罪の成立要件とする。
  - ・低い年齢層とは(現行の13歳未満でよいか)
  - ・中間年齢層とは(何歳から何歳までか)
  - ・付加的要件とは
    - 行為者の年齢、行為者と被害者の年齢差
    - 行為者と被害者の地位・関係性
    - 行為の手段,被害者の状態

#### 才 小括

以上の議論を踏まえると、今後の検討に当たっては、性交同意年齢を引き上げる場合には、刑事責任年齢との関係を含め、犯罪とすべきでない行為が処罰対象に含まれることのないよう、具体的方策とともに更に検討がなされるべきである。また、性交同意年齢には達しているものの、意思決定や判断の能力がなお脆弱といえる若年の者については、その特性に応じた対処につき、地位・関係性を利用した犯罪類型と併せて、更に検討がなされるべきである。

#### 2 刑事手続法について

- (1)公訴時効の在り方
  - 強制性交等の罪について、公訴時効を撤廃し、又はその期間を延長すべきか
  - 一定の年齢未満の者を被害者とする強制性交等の罪について、公訴時効期間を延長することとし、又は一定の期間は公訴時効が進行しないこととすべきか

# ア 議論の概要

公訴時効制度の趣旨は、犯人処罰の必要性と法的安定性の調和にあることや、公訴時効期間が法定刑を基本的な基準として定められていることを前提に議論を行い、年少者は性的行為の意味が分からないため被害認識が困難であることや、大人でも被害認識や被害申告が困難な場合があることについて、認識が共有された。その上で、性犯罪の公訴時効について特別の取扱いをすることについて、その是非や公訴時効の完成を遅らせる場合の具体的な方策の在り方に関する議論を行った。

#### イ 性犯罪についての被害認識・被害申告の困難性に関する議論

性犯罪については被害認識や被害申告が困難であることに関し、①~⑤の意見が述べられた。

- ウ 性犯罪の公訴時効について特別の取扱いをすることの当否に関する議論
  - まず、公訴時効を撤廃することについては、
  - ① 被害者にとって、公訴時効は、被害を訴え出る権利が失われ、法の正義が自分に適用されないことを意味するから、少なくとも被害者が未成年である場合には公訴時効を撤廃すべきであるし、人の寿命と同程度まで公訴時効期間を延長すべきであるといった意見も述べられた一方で、
  - ② 公訴時効の撤廃は、…(中略)… 現時点で、性犯罪について殺人罪のように、時間の経過により犯人が一律に処罰されなくなることは不当であるという意識が国民の間で広

く共有されているかについては疑問がある

③ 生命を奪う犯罪である傷害致死罪の公訴時効が撤廃されていないこととの均衡から、性犯罪の公訴時効を撤廃することの説明は困難である

といった意見が述べられ,これらに対する特段の反対意見はなかった。

- [→ 公訴時効の撤廃については、「反対」であるという意見でほぼまとまった。] その上で、公訴時効の完成を遅らせることについては、
- ④ 公訴時効の趣旨の一つは法的安定性であ(る),
- ⑤ 被害者が長期間経過後に被害と認識した場合、そもそも性的行為があったかどうかの証拠が散逸し、客観的証拠が残っていない場合が多く、…(中略)… 反証のための有利な証拠が散逸していることが考えられるから、公訴時効の完成を遅らせることについては慎重であるべきである

といった意見も述べられたが、これに対しては

- ⑥ トラウマの記憶は、小さな子供であっても比較的よく保持されると言われており、 PTSDの治療の過程で回復とともに記憶が外部に現れ、10年、20年前の被害の 記憶が生々しく再現されることはよくある
- ⑦ 検察官が立証責任を負うことなど立証に関わる刑事訴訟法上の諸制度・仕組みが正しく機能する限り …(中略)… 根拠のない有罪判決のおそれが高まることにはならない。といった意見が述べられた。 (⇒ 両論併記)

# エ 性犯罪について公訴時効の完成を遅らせる場合における具体的な方策の在り方に関する 議論

性犯罪一般について公訴時効の完成を遅らせる場合の具体的な方策の在り方については、①②といった意見が述べられた。また、被害者が一定年齢未満である場合に公訴時効の完成を遅らせる場合の具体的な方策の在り方については、③~⑦といった意見が述べられた。

#### 才 小括

「以上の議論を踏まえると、今後の検討に当たっては、性犯罪について公訴時効の完成を遅らせる改正をする場合には、一定の年齢未満の被害者については、若年であることに伴う脆弱性が原因となって被害の認識や申告に困難を生じることを踏まえる一方〔→ 遅らせるべきであるという意見〕、証拠の散逸や法的安定性〔→ 遅らせるべきではないという意見〕にも留意しつつ(⇒ 両論併記)、具体的な方策の在り方について更に検討がなされるべきである。」